

〔R0126〕 バリアフリー法

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 床面積の合計が90㎡の公衆便所及び床面積の合計が2,000㎡の公共用歩廊を新築しようとするときは、いずれも建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
2. 床面積の合計が2,000㎡の図書館を新築しようとする場合において、当該図書館に設ける階段のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものは、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしなければならない。
3. 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、幅を120cm以上とし、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けなければならない。
4. 既存の特別特定建築物に、床面積の合計2,000㎡の増築をする場合において、道等から当該増築部分にある利用居室までの経路が1であり、当該経路を構成する出入口、廊下等の一部が既存建築物の部分にある場合には、建築物移動等円滑化基準における移動等円滑化経路の規定は、当該増築に係る部分に限り適用される。

〔R0126〕 正答 4

1. 正しい。バリアフリー法2条十九号、同法令5条十八号及び十九号により、公衆便所及び公共用歩廊は、いずれも特別特定建築物である。同法14条1項及び同法令9条により、建築主等は、特別特定建築物で、床面積の合計が $2,000\text{m}^2$ （公衆便所は 50m^2 ）以上の建築をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
2. 正しい。バリアフリー法2条十九号、同法令5条十二号により、図書館は、特別特定建築物である。同法14条1項及び同法令9条により、 $2,000\text{m}^2$ の図書館は、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。したがって、同法令12条三号により、階段のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものは、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしなければならない。
3. 正しい。バリアフリー法18条2項七号イ及びロにより、移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路については、幅を120cm以上とし、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けなければならない。
4. 誤り。バリアフリー法14条1項及び同法令9条により、設問の特別特定建築物は、増築等の床面積が $2,000\text{m}^2$ 以上なので、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。建築物移動等円滑化基準（令10条1項により、令11条から令24条まで）の一つである令22条により、一号の「増築等に係る部分」に限らず、二号から六号までの「道等から増築等に係る部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路」などの部分についても、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。